

東京都青少年健全育成審議会の運営等

1 定足数及び表決数（東京都青少年の健全な育成に関する条例第24条）・・・参考1

- (1) 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (2) 審議会の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審議会の任務（東京都青少年健全育成審議会運営要領 2）・・・参考2

- (1) 条例第5条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べる。
- (2) 条例第8条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べる。
- (3) 条例第14条の規定に基づき、知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べる。

3 審議の方法（東京都青少年健全育成審議会運営要領 3）・・・参考2

- (1) 図書類
図書類については、委員が審議会において当該図書類を閲覧又は観覧し、審議する。
ただし、審議会において閲覧又は観覧することが困難なものについては、委員が審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧し、審議会において審議する。
なお、条例第8条第1項第2号（以下、「新基準」という。）該当に関し諮問される図書類について、希望する委員は、上記に加え、審議会当日の午前または審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧することができる。
新基準諮問図書類の閲覧又は観覧、審議に当たっては、諮問図書類ごとに新基準に関連する設定や描写のあるページ等について整理した資料を事務局において作成し、配付する。
- (2) 映画等
映画等については、委員が審議会開催日前に当該映画等を観覧し、審議会において審議する。
- (3) がん具類
がん具類については、委員が審議会において当該がん具類を実見し、審議する。
- (4) 刃物
刃物については、委員が審議会において当該刃物を実見し、審議する。
- (5) 広告物
広告物については、委員が審議会において当該広告物の写真を実見し、審議する。

4 推奨及び指定等に関する基準

- (1) 優良図書類等の推奨の基準・・・・・・・・・・参考3
- (2) 指定図書類、指定映画等の基準・・・・・・・・・・参考4
- 指定がん具類の基準 }
指定刃物の基準 }

5 専門委員・・・・・・・・参考2

- (1) 条例第20条第2項に規定に基づく専門委員は3人以内とし、知事が委嘱する。
- (2) 専門委員は、新基準諮問図書類の審議に当たって、平成22年第156号議案「条例の一部を改正する条例」の付帯決議中、「条例第8条第1項第2号に該当する図書類等の作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨」に関する事項を調査し、審議会に出席し、調査結果を報告するものとする。

6 小委員会・・・・・・・・参考2

(条例第24条の2)

- (1) 会長は、審議会の定めるところにより、不健全な図書類等の指定に関する事項について必要があると認めるときは、知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。
- (2) 小委員会は、会長（会長代理を含む。以下同じ）及び会長が審議会の委員のうちから第20条第1項各号に掲げる区分ごとに指名する委員5人をもって組織する。
- (3) 小委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- (4) 小委員会は、委員長が召集する。
- (5) 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。
- (6) 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- (7) 審議会の定足数及び表決数の規定は、小委員会に準用する。

(運営要領 7)

(1) 設置

ア 条例第24条の2に規定する小委員会は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

- (ア) 審議会開催直後の時期に相当に販売、頒布、閲覧又は観覧をされている図書類等について、迅速に条例第8条の規定に基づき、指定する必要があると認められる場合
- (イ) 定期刊行物等で販売期間が比較的短期であるため、審議会に条例第18条の2の規定に基づく諮問をするいとまがないと認められる図書類が相当に販売又は貸出しに供されている状況にある場合

イ 前項の場合のほか、新型コロナウイルス等重大な感染症拡大防止の必要から審議会を開催することができない場合に限り、条例第24条の2に規定する小委員会を設置することができるものとする。

(2) 委員の指名

小委員会の委員は、審議会の委員のうちから条例第20条第1項各号に掲げる区分ごとに、原則として順番に指名する。

(3) 議決等

- ア 条例第24条の2第6項の規定に基づき、小委員会の議決は、審議会の議決とする。
- イ 小委員会は、当該審議事項について、審議会で審議すべきである旨の決定を行うことができる。
- ウ 前項の決定があったときは、会長は、速やかに知事にその旨を報告する。

(4) 報告

委員長は、小委員会の決議について、直近の時期に開催される審議会に報告し、その確認を受けなければならない。ただし、相当の期間審議会を開催することができない場合は、速やかに書面にて審議会委員に報告し、その後、直近の時期に開催される審議会において、その確認を受けなければならない。

7 会議の公開（東京都青少年健全育成審議会運営要領 5（1））・・・**参考2**

審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により、非公開とすることができる。

【参考】前期（第29期）までの取扱い

前期（第29期）までは、次の理由等により審議会の非公開を決定してきた。

- ① 不健全図書類としての指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれがある
- ② 出版社等の利害関係者や都民等から直接委員に意見等が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがある
- ③ 非公開にした場合でも、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて公開され、議論の内容自体に透明性が確保されている

8 会議録の公開（東京都青少年健全育成審議会運営要領 5（2））・・・**参考2**

- (1) 審議会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。
- (2) 会議録等の公開時期
 - ア 会議資料・・・審議会終了後およそ10日後
 - イ 会議録・・・審議会終了後およそ1か月半後
- (3) 公開方法
 - ホームページ及び都民情報ルーム
- (4) 審議会において非公開で行われた部分の会議録は、関係行政機関及び都職員の委員以外の発言者名や発言者を特定できる事項は伏字とする。